「今後の緑とオープンスペースの確保方策について」(平成15年3月) 以降の取組みについて

平成15年度

|社会資本整備重点計画の策定 (平成15年4月1日施行)|

指標の設定

< 重点目標に関する指標 >

都市域における水と緑の公的空間確保量

【H19 までに 1 割増 12 m²/人(H14) 13 m²/人(H19)】

- ・地域制緑地、道路等公共公益施設の緑地等を含んだ、公園緑地全体の目標量を示す総合的な指標
- 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 【9%(H14) 25%(H19)】
- <事業分野別の取組みに関する指標>

生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全再生する公園・緑地 【H19 までに概ね2,400ha 確保(うち都市公園事業:約2,100ha)】

全国民に対する国営公園の利用者数の割合

【5人に1人(H14) 4人に1人(H19)】

(参考)国土交通省の政策評価に関するその他の指標

歩いていける範囲の都市公園の整備率【63%(H14) 66%(H19)】

1 人あたり都市公園面積【8.5 m²/人(H14) 9.3 m²/人(H19)】

都市再生・地球環境問題に関する事項

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点(国営東京臨海広域防災公園)の整備

- ・平成13年 6月 都市再生プロジェクト第1次決定
- ・平成15年 3月 都市公園法施行令(国営公園の設置基準)の改正

首都圏の都市環境のインフラのグランドデザイン

- ・平成13年12月 都市再生プロジェクト第3次決定
- ・平成16年 3月 「首都圏の都市環境のインフラのグランドデザイン」とりまとめ 琵琶湖・淀川流域圏の再生
- ・平成15年11月 都市再生プロジェクト第6次決定

ヒートアイランド政策大綱の策定(平成16年3月)

予算・税制に関する制度の新設・拡充等

観光振興の拠点となる都市公園を個別に国庫補助を行う国家的事業関連公園に追加

- ・歴史的・文化的・自然的資源を活用した観光振興の拠点となる公園整備への国庫補助 認定緑化施設に係る課税標準の特例措置の延長
- ・認定緑化施設に係る固定資産税の課税の特例措置について、適用期限を2年間延長

事業の効率的・効果的な実施に関する取組等

国営公園整備プログラムの策定

国土交通省公共事業コスト構造改革プログラムの策定

大規模公園費用対効果マニュアル分析手法マニュアルの改訂(平成16年2月)

大津市を古都保存法の対象都市に指定(平成15年10月)

PFI事業の推進 (長井海の手公園(神奈川県) 尼崎の森中央緑地(兵庫県))

2003年ロストック国際園芸博覧会への出展(平成15年4月~10月)

平成16年度

法制度の改正等

<都市緑地保全法の改正>

「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に名称変更

緑の基本計画に「都市公園の整備方針」を追加(第4条)

- ・緑地保全・緑化推進及び都市公園整備を総合的に推進する基本計画として位置づけ緑地保全地域制度の創設(第5条)
- ・都市近郊の大規模な緑地等の保全のため、届出制による一定の土地利用を認めつつ 緩やかな規制を行う地域地区の指定が可能

地区計画等緑地保全地区条例制度の創設(第20条)

- ・条例により、木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可制とすることが可能管理協定制度の改正(第24条)
- ・特別緑地保全地区内だけでなく、緑地保全地域内の緑地についても協定締結が可能 緑化地域制度の創設(第34条)
- ・大規模な敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を 義務づける地域地区の指定が可能

地区計画等緑化率条例の制度の創設(第39条)

- ・条例により、地区整備計画等で定められた緑化率による建築敷地の義務化が可能市民緑地制度の改正(第55条)
- ・市民緑地の対象に、人工地盤、建築物等に設置された緑化施設を追加

<都市公園法の改正>

公園施設に係る建ペい率の制限の緩和(第4条)

- ・備蓄倉庫等、災害応急対策に必要な施設(建築物)を10%上乗せ特例の対象に追加
- ・文化財保護法等に基づく重要文化財、景観法による景観重要建造物等、地域の重要な歴史的建造物等である休憩施設、教養施設(建築物)について20%上乗せ特例多様な主体による公園管理の仕組み(第5条)
- ・公園施設の設置・管理許可の要件として「都市公園の機能の増進に資する」場合を 追加し、多様な主体の参画を促進

借地公園制度の促進(第16条)

・借地公園において借地契約が終了した場合には都市公園を廃止できることとし、土地所有者が土地を提供しやすい環境を整備

立体都市公園制度の創設(第20条)

・都心部等の土地の効率的な利用が求められる地域において、土地の有効利用を図るとともに都市公園を効率的に整備するため、都市公園区域の下限を定めることで、地下の有効利用・人工地盤等の上部における都市公園の設置が可能

都市再生・地球環境問題に関する事項

都市再生事業を通じた地球温暖化・ヒートアイランド対策の展開

・平成16年12月 都市再生プロジェクト第8次決定

予算・税制に関する制度の新設・拡充等

緑地環境整備総合支援事業の創設

・都市公園事業、緑地保全事業に加え、市民緑地制度による民有緑地の公開等の多様な 手法の活用による、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保に対し、総合的な 支援を行う「緑地環境整備総合支援事業」を創設

立体公園、借地公園の整備の推進

- ・立体公園に対する国庫補助制度の創設(区分地上権、人工地盤整備等への補助)
- ・借地公園に関する国庫補助規定の整理

広域避難地となる都市公園の対象地域の拡充

・東南海・南海地震防災対策推進地域の追加

防災公園街区整備事業の拡充

- ・対象地域の拡充
- ・防災上危険性の高い密集市街地で事業を実施する場合の市街地部分への出資金投入率 の嵩上げ

市町村に対する都市公園事業の国庫補助採択下限額の引上げ

(全体事業費1億円以上 2億円以上)

事業の効率的・効果的な実施に関する取組等

国営アルプスあづみの公園の第1期開園(平成16年7月)

PFI事業の推進 (噴火湾パノラマパーク(北海道))

第3次公園・緑化技術基本計画の策定

平成17年度

都市再生・地球環境問題に関する事項

京都議定書目標達成計画の閣議決定(平成17年4月)

予算・税制に関する制度の新設・拡充等

緑地環境整備総合支援事業の拡充

・対象都市の要件に「景観計画が策定済みまたは策定中の都市」を追加

景観重要建造物等と一体となった都市公園を個別に国庫補助を行う観光振興の拠点となる都市公園に追加

市町村に対する都市公園事業の国庫補助採択下限額の引上げ

(全体事業費2億円以上2.5億円以上)

認定緑化施設に係る課税標準の特例措置の延長・拡充

- ・緑化重点地区内における認定緑化施設に係る固定資産税の課税の特例措置について、 適用期限を2年間延長
- ・緑化地域等内における認定緑化施設に係る固定資産税の課税の特例措置の新設

事業の効率的・効果的な実施に関する取組等

都市公園事業に係る事後評価実施要領細目の策定(平成17年8月)

社会環境貢献緑地評価システム(SEGES)の第1回認定

平成18年度(8月末現在)

法制度の改正等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律の公布(平成18年6月)

・都市公園における特定の公園施設の新設時等においてバリアフリー化を義務化

都市再生・地球環境問題に関する事項

国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進

・平成18年7月 都市再生プロジェクト第11次決定

近畿圏の都市環境のインフラのグランドデザイン(都市再生プロジェクト第3次決定)

・平成18年8月 「近畿圏の都市環境のインフラのグランドデザイン」とりまとめ

予算・税制に関する制度の新設・拡充等

地域防災拠点となる防災公園の創設

・救援活動の前線基地・物資輸送の中継基地等となる「地域防災拠点の機能を有する都市 公園(面積概ね10ha以上)」を防災公園の体系に追加

防災公園等機能強化推進事業の創設

広域避難地・避難路となる防災公園の対象要件の拡充

- ・広域避難地の都市要件に日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を追加等 津波対策となる防災公園の拡充
- ・地域要件に津波の被害が想定される地区を追加等

防災公園街区整備事業の対象地域の追加

市町村に対する都市公園事業の国庫補助採択下限額の引上げ

(単年度国費1千万円以上 1.5千万円以上)

事業の効率的・効果的な実施に関する取組等

2006年チェンマイ国際園芸博覧会への出展(平成18年11月予定)